

[事案 2024-349] 契約内容変更請求

・令和 8 年 5 月 10 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 2 月に契約した就業不能保険について、以下の理由により、将来、特定の障害等級に認定された場合に年金ないし一時金を支払ってほしい。

- (1) 申立人は、親が若年性アルツハイマー型認知症となり亡くなったことから、同じ病気になった場合に備え、家族の生活面を生涯にわたって保障できる保険を要望し、募集人は、その要望を満たす保険として本契約を提案した。
- (2) 募集人は、約款上の「精神障害状態」に当たる場合、年金ないし一時金は支払われないことの説明をしなかった。加えて、募集人は、若年性アルツハイマー型認知症は「精神障害状態」に当たらないとの誤った認識をもっていた。
- (3) 契約時に、若年性アルツハイマー型認知症の場合には年金ないし一時金が支払対象外となる可能性があることを知っていれば、本契約の申込みはしなかった。
- (4) 錯誤無効に基づく既払保険料返還又は契約継続という相手方提案は、既に申立人が若年性アルツハイマー型認知症の診断を受けていることを踏まえると、他社の類似保険に加入できないことから理不尽な提案というほかない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が主張するように、本契約申込前に募集人から誤説明があり、契約成立後に担当となった募集人においても、同様の誤った説明があったことを認める。
- (2) 申立人の請求は、約款上および法令上の根拠を欠いており、また、他の契約者との公平性に反するため、応じることは困難といわざるを得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、親が若年性アルツハイマー型認知症で亡くなったことから、同じ病気になった場合に備え、家族の生活面を生涯にわたって保障できる保険を要望し、募集人は、その要望を満たす保険として本契約を提案したもので、募集人の説明が誤っていたこと、申立人が錯誤により本契約を締結したことは相手方も認めている。
- (2) 契約を錯誤無効としても、申立人においては、最早、他の類似保険による保障を受ける余地もなく、若年性アルツハイマー型認知症になった場合に備え、家族の生活面を生涯にわたって保障するという本契約締結の目的を実現することはできない。

